

再公示：次の案件については、10月3日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番 号：180331

国 名：キリバス

担当部署：資金協力業務部 実施監理第一課

案件名：ベシオ港拡張計画フォローアップ協力（施工監理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：施工監理
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2018年12月上旬から2020年4月下旬まで
- (2) 業務M／M： 国内 0.4M／M、現地 4.23M／M、合計 4.63M／M
- (3) 業務日数：

国内業務（準備）	現地業務（施工監理）	国内業務（完了報告書作成）
4日	120日	2日
現地業務（瑕疵検査）、国内業務（瑕疵検査報告書作成）		
7日		2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。
ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年11月26日（月）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	港湾施設補修工事に係る施工監理業務
対象国／類似地域	キリバス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

キリバス国は、世界第3位の排他的経済水域（体積換算）をもつ島嶼国であり、国土のほとんどが平坦な環礁地形で農耕に適していないことから食品をはじめ大部分の生活物資を輸入に依存している。同国において海上輸送は国民の生活及び経済活動を支える重要な役割を担っており、港湾は輸出入及び国内貨物輸送を担う物流・交通拠点として必要不可欠な社会基盤施設である。中でも国内で最も人口が多いタラワに位置する同国唯一の国際貨物取扱港であるベシオ港が果たすその役割は大きい。

ベシオ港においては、岸壁の水深及び延長不足によりコンテナ船が直接着岸できず、コンテナの荷役は台船で中継する沖取り荷役を余儀なくされていた。沖取りによるコンテナ荷役は海上の積降作業、輸送時間の長期化など安全面及び効率面で問題があり、輸送コストを押し上げる要因にもなっていた。そのため、我が国は、15,000DWT前後のコンテナ船が直接着岸できる桟橋、荷役機械、航路標識等の整備を行うための無償資金協力事業（供与限度額：詳細設計0.52億円（2010年度）、本体30.52億円（2011～2014年度））を実施することとし、2014年5月に完成した。

上記協力により整備されたベシオ港係留桟橋（以下、「桟橋」という。）は、25mずつ8つのブロックに分かれ、総延長200mの岸壁を構成している。1ブロック（杭本数20本）で衝撃を吸収できる設計としている。それに加え、ブロック同士がせん断キーで接続され、接岸時及び係留時の水平力（変位）をブロック全体に伝達・吸収する構造となっている。

2016年2月に事後現況調査を実施したところ、荒天時の荒い操船や荷役作業などにより、防舷材、車止めのみならず、桟橋床版にも損傷が発生している状況が確認された。これは、通常は床版間の継ぎ目で衝撃を吸収すべきところを、荒天時の船の着岸により大きな衝撃がかかったためせん断キーの隅角部が一部破損した結果、部分的に、コンクリート床版同士が直接損傷し、破損を助長したためと考えられる。当時は、「緊急な補修は不要と考えるが、2～3年のうちには、せん断キー一部は損傷している部分をはつり、補修材を注意深く選択して根本的補修を行うべきであると考える」と判断された。

しかし2017年6月に再度事後現況調査を実施したところ、せん断キー7カ所全てにおいて隅角部が破損していることが確認された。1年3カ月前の調査時以降、せん断キー隅角部が再度破損した、もしくは隅角部の破損が進行したと考えられる。損傷が進んでいるせん断キーを補修しない場合は、ひび割れが進行し、鉄筋の錆の発達により、今後、梁やスラブへの損傷が進み、当初の機能を発揮できなくなる可能性が高い。

桟橋の損傷部分は、本無償事業の実施機関であったキリバス港湾公社（KPA）が自主的に緊急補修を行ったものの技術力の不足により根本的な補修までには至っていない。

以上の現状を踏まえ、当該桟橋に対し、破損したせん断キー一部の補修が必要なことから2018年4月実施のキリバス国「ベシオ港拡張計画」フォローアップ協力（調査）で策定した実施計画に基づく補修工事の施工監理を実施する。

なお、本体工事はJICAが「キリバス国ベシオ港拡張計画フォローアップ協力に係る補修工事」として請負業者を調達中であり、10月下旬に契約締結される見込みである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、フォローアップ協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、KPA及び補修工事請負業者等と協議・調整しつつ、フォローアップ協力実施のために必要な以下の業務を行う。

・国内業務（準備期間）2018年12月上旬

2018年4月に実施されたキリバス国「ベシオ港拡張計画」フォローアップ協力（調査）において設計・施工計画された施設の補修工事の施工監理を行う。

- ① 2018年4月に実施されたキリバス国「ベシオ港拡張計画」フォローアップ協力（調査）において作成された設計・施工計画を調査報告書、実施コンサルタントとの打ち合わせを通じてレビューを行う。その際に、JICAとKPAで取り決めた先方負担事項についても確認する。

- ② 施工監理計画書（緊急連絡網含む）を作成し、JICA、請負業者に説明する。
- ③ ODA建設工事安全管理ガイドラインに基づき安全対策プランを作成する。
- ④ 下記10.特記事項（2）を参照し、施工中の品質管理計画を策定する。
- ⑤ 現地渡航の前に必要に応じてJICA本部およびキリバスを兼轄するJICAフィジー事務所と協議・調整を行う（フィジー事務所との協議はテレビ会議で行う）。
- ⑥ 最新の現地事情及び貨物船の航行計画と技術的観点を基に請負業者から提出される施工計画書の審査を行う。
- ⑦ 請負業者と工程及び施工計画についての打ち合わせを行った後、着工に先立ち桟橋を運用するKPAに工程及び工事内容を説明する。

・現地業務（施工監理）2018年12月中旬～2019年3月下旬

- ⑧ 本補修工事は係留桟橋の荷役作業を妨げず施工するため、KPA、請負業者の3者で係留桟橋の荷役作業時に関する作業の中止・片付けの実施に向けた打合せ・調整を行う。
- ⑨ JICAと請負業者との工事契約書にて規定される仕様書、設計図等に則り品質を確保しながら正しく施工されるよう、請負業者の工程管理、出来形管理、品質管理、工事写真管理、安全管理等ならびに資金管理の業務を監督し、必要に応じて技術指導を行う。なお、安全管理においては、請負業者が作成したODA建設工事安全管理ガイドラインに基づく安全管理計画を確認するとともに適切に行われているか監理する。
- ⑩ 工事契約書に基づき、現場での立会い、出来形・品質・数量の確認及び材料検査等の業務を監督する。その結果は、JICAに速やかに報告する。なお、工事契約書及び入札図書との不適合、またはその恐れがあると認められる場合、その時点でJICAに報告する。報告に時間を見る場合には電子メール等によりJICAに報告する。
- ⑪ 工事契約書に基づき、当該工事の進捗状況を確認する。その結果、工事が遅延している、またはその恐れがあると認められる場合は、その時点でJICAに報告する。設計変更が生じる場合は、事前に設計変更内容をJICAに報告する。変更に伴い新たに必要となる図面、数量変更を取りまとめる。請負業者の契約金額の変更を伴う場合は、その変更金額の積算を行い、JICAに報告する。なお、大幅な設計の変更が必要な場合には、理由を明確にした上で、その都度JICAに報告する。
- ⑫ 請負業者と共にKPAへの工事進捗報告・協議などを行う。その際、技術的観点からKPAに対する補足説明を行うなどして、KPAの理解を促進させる。
- ⑬ 当該業務を通じて把握した当該施設の特性及びKPAの技術力などを基に、今後のKPAによる持続的な維持管理に係る留意点・提言などをとりまとめる。これらはフォローアップ協力完了報告書に含める。

・国内業務（完了報告書作成）2019年3月下旬

- ⑭ 補修工事に係る施工監理終了後、フォローアップ協力完了報告書（和文）を作成する。

・現地業務（瑕疵検査）2020年3月下旬

- ⑮ 完工1年後の請負業者が実施する瑕疵検査の立ち合い及びKPAへの報告と桟橋の現状に基づく桟橋運用に関する助言等を行う。

・国内業務（瑕疵検査報告書作成）2020年3月下旬

- ⑯ 瑕疵検査終了後、瑕疵検査報告書（和文）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) フォローアップ協力完了報告書（和文）
- (2) 瑕疵検査報告書（和文）

上記2点は電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒タラワ⇒日本を標準とします。

(2) 車両関係費

本件業務は、JICAの在外拠点が存在しないキリバス国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。

- ・車両関係費（運転手含む）7,500円×127日=952,500円

(3) 執務スペースの提供

本業務に係る執務スペース及び執務環境については、JICAとKPAとの本フォローアップ協力のS/W(Scope of Works)の締結において、KPAが先方負担事項として提供することとなっています。そのため、執務スペースに係る一般業務費については契約に計上しないこととします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は渡航を2018年12月中旬～2019年3月下旬及び2020年3月下旬を予定しています。なお、2018年12月中旬～2019年3月下旬の渡航については、継続して派遣されることを基本とするが、複数回に分割した派遣計画の提案も可能とします。

②現地での業務体制

本業務に係る構成は、以下のとおりです。

施工監理（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAフィジー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

なし

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 施工監理・品質管理時の留意点

本補修工事は係留桟橋の荷役作業を妨げずに施工し、期間内に完了させる必要があるため、コンサルタントは実施機関（KPA）との連絡・調整を行う必要がある。それぞれの業務において以下の点に留意して行うこと。

[工事中]

- ・運営管理：現場事務所・現地雇用者管理、資金管理

- ・安全管理：安全設備管理
- ・工程管理：作業実施工程管理
- ・計画書類審査：施工図面、試験結果報告書、資材品質書、引渡し計画書、維持管理計画書等
- ・材料・製品検査：補修材料・敷鉄板検査
- ・現場検査：断面補修施工前（数量確認、清掃・防錆剤塗布・型枠）、補修モルタル品質（強度等）、出来形検査、竣工検査等
- ・月例報告：KPA、JICA
- ・KPAとの折衝・調整
- ・請負業者との折衝・調整

[工事完了後]

- ・完了検査
- ・完了検査結果報告：KPA、JICA
- ・後始末：現場事務所片付け、契約完了手続き（レンタカーなど）

[品質管理計画]

種別	項目	内容	頻度
材料検査	ポリマーセメントモルタル	打音試験、圧縮強度（シュミットハンマー試験）JIS A 1171参照	各箇所
製品検査	敷鉄板	外形寸法、ミルシート	各箇所
	インサートアンカー	外形・内径寸法、ミルシート	各箇所
	皿ボルト	外形寸法、ミルシート	各箇所
出来形検査	断面補修	寸法、厚さ	各箇所

(3) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・「キリバス国ベシオ港拡張計画事業化調査」報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254536.html>)
- ②本契約に関する「キリバス国ベシオ港拡張計画フォローアップ協力（調査）」報告書（案）をJICA資金協力業務部実施監理第一課にて配布します。配布を希望される方は、実施監理一課代表アドレス（gltm1@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼：キリバス国ベシオ港拡張計画フォローアップ協力（調査）調査報告書（案）」と記載してメールをお送りください。
- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
ア） 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
イ） 提供依頼メール：
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAフィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と

常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」

（<http://www2.jica.go.jp/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④支払いに関し、部分払いを可とします。

⑤本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上